

神奈川県と Zip Infrastructure 株式会社との 新たな交通サービスの実用化に向けた取組等に関する連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）と Zip Infrastructure 株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、乙が開発中の自走式ロープウェイ「Zippar」が、カーブや分岐を自由に設置できることなど、既存のロープウェイとは異なる特徴を有し、都市型交通としての利用が期待されることから、相互に連携し、その実用化に向けた取組等を進め、交通課題の解決を図ることを目的として、本協定を締結する。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して取組を進めるものとする。

- （1）自走式ロープウェイ「Zippar」の特徴を踏まえた導入適地等に係る技術的な研究に関すること。
- （2）その他、神奈川県の交通課題の解決に資する取組に関すること。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

令和6年4月30日

甲：神奈川県横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙：福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場 45－245
南相馬市産業創造センター A 棟事務所区画 1
Zip Infrastructure 株式会社
代表取締役 須知 高匡